

改正案	現行
<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。</p> <p>（利用状況調査の調査事項等）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（削る）</p> <p>3（略）</p> <p>6 総務大臣は、第二項、第三項及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、自ら行う電波の発射状況の調査結果を活用することができる。</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、法、放送法（昭和二十五年法律第三十二号）及び無線通信規則第一条において使用する用語の例による。</p> <p>（利用状況調査の調査事項等）</p> <p>第五条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、放送業務を行う無線局に係る第一項第五号に掲げる事項の調査は、施行規則第四十一条の規定に基づき提出された放送局の抄録に記載されている情報を整理することにより行うものとする。</p> <p>4（同上）</p> <p>7 総務大臣は、第二項から第四項まで及び前項に定める方法による調査を補完するものとして、自ら行う電波の発射状況の調査結果を活用することができる。</p>